

(証券コード5956)
2019年6月7日

株主各位

東京都中央区新川一丁目4番9号

トーソー株式会社

取締役社長 前川圭二

第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第79回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月25日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 2019年6月26日（水曜日）午前10時
(受付開始：午前9時) |
| 2. 場 所 | 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
ホテルオークラ東京 別館2階「オーチャードルーム」
開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「第79回定時株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようご来場ください。 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第79期(自2018年4月1日至2019年3月31日)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第79期(自2018年4月1日至2019年3月31日)計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬額改定の件
第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
第5号議案 取締役退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件 |

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際しまして提供すべき書類のうち、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記(連結計算書類の連結注記表)」および「計算書類に係る重要な会計方針及びその他の注記(個別注記表)」につきましては、法令および定款の定めにより、インターネット上の当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知の添付書類記載のものほか、上記のインターネット上の当社ホームページに掲載された事項も含まれております。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページに掲載させていただきます。

当社のホームページアドレス <https://www.toso.co.jp>

(添付書類)

事 業 報 告

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に引き続き緩やかな回復基調にて推移いたしましたが、通商問題をめぐる米中対立の長期化や英国のEU離脱問題による世界経済の減速懸念の高まりなど、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループ事業に関連の深い建設市場におきましては、新設住宅着工戸数は持ち直しの動きがみられ、着工全体では前年と同水準まで回復したものの、非住宅向けの建築着工床面積は依然として減少傾向が続くなど、取り巻く経営環境は依然として厳しい状況が続いております。

このような環境の下で、当社グループは「Vision2025」第1フェーズ（2016～2019年度）3期目として、引き続き主力の住宅分野の深耕とあわせて、非住宅分野や海外事業、新規領域への営業活動を展開し、成長戦略を推進しました。また、原価低減活動や生産性の向上等への取り組みを進め収益改善に努めてまいりましたが、原材料価格上昇や物流関連費用の増加等、大きな影響を受けました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は22,651百万円（前期比0.8%増加）、営業利益は688百万円（前期比13.5%減少）、経常利益は701百万円（前期比13.0%減少）、親会社株主に帰属する当期純利益は445百万円（前期比12.3%減少）となりました。

事業の種類別セグメントの概況は次のとおりであります。

(室内装飾関連事業)

室内装飾関連事業においては、新製品を中心とした展示会「トーソーウインドウファッショングエア」やカーテンメーカーとの合同発表会として12回目の開催となる「with Curtains」等のイベント、リフォーム市場や非住宅市場、海外市場への販路拡大等の営業活動を展開し、原価低減活動や生産性向上の推進に努めました。しかしながら、原材料や物流コスト上昇などにより、売上高は22,275百万円（前期比0.6%増加）、セグメント利益は675百万円（前期比12.9%減少）となりました。

(その他の事業)

その他の事業では、ステッキやシルバーカー等の介護関連用品の販売活動や原価低減等を推進しました。しかしながら、物流コストの上昇や営業体制拡充に伴う人件費増加等の影響を受けた結果、売上高は375百万円（前期比12.0%増加）、セグメント利益は12百万円（前期比37.3%減少）となりました。

なお、企業集団における事業の種類別の売上高の概況は次のとおりであります。

事業の種類	売上高	構成比	前期比
室内装飾関連事業	百万円 22,275	% 98.3	% 100.6
その他の事業	375	1.7	112.0
計	22,651	100.0	100.8

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度は、工場生産設備、管理業務設備等に総額608百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、引き続き企業収益や雇用・所得環境の緩やかな改善が続くと期待されるものの、10月に実施予定の消費増税の影響や、世界経済における各国の政治リスク、通商問題、金融政策の動向等、景気の先行きは不透明な状況が続くものと予想されます。

当社グループといたしましては、経営ビジョン「Vision2025」の実現に向け、引き続き新製品開発力や市場への対応力の強化に取り組んでまいります。中長期の展望では、住宅分野の深耕とあわせて需要の拡大が見込まれる宿泊施設をはじめとした非住宅領域の取り込みを進め、アジアを中心とした海外販売の強化や介護関連用品等の新規分野でのビジネス領域拡大に取り組み、成長戦略の見直しを進め、持続的な企業成長を図ってまいります。また、原価低減や生産性向上の徹底を図り、高収益体质への転換と競争力強化に取り組んでまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区分	2015年度 第76期	2016年度 第77期	2017年度 第78期	2018年度 第79期(当連結会計年度)
売上高	22,112,318千円	22,479,675千円	22,471,637千円	22,651,537千円
営業利益	594,144千円	1,007,234千円	795,436千円	688,016千円
経常利益	584,614千円	999,609千円	806,201千円	701,130千円
親会社株主に帰属する当期純利益	312,297千円	702,722千円	507,623千円	445,088千円
1株当たり当期純利益	29円73銭	67円11銭	49円38銭	45円19銭
総資産	20,893,174千円	21,060,411千円	20,608,279千円	20,434,625千円
純資産	10,926,759千円	11,447,116千円	11,698,009千円	11,772,299千円
1株当たり純資産額	1,036円23銭	1,109円29銭	1,133円26銭	1,223円39銭

- (注) 1. 当連結会計年度の状況につきましては前記(1)「事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
 2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区分	2015年度 第76期	2016年度 第77期	2017年度 第78期	2018年度 第79期(当期)
売上高	20,620,580千円	21,277,736千円	21,374,958千円	21,365,835千円
営業利益	516,890千円	793,139千円	577,203千円	481,460千円
経常利益	526,939千円	813,839千円	599,618千円	519,199千円
当期純利益	281,527千円	562,051千円	377,080千円	319,832千円
1株当たり当期純利益	26円80銭	53円68銭	36円68銭	32円47銭
総資産	19,463,729千円	19,779,713千円	19,649,555千円	19,299,578千円
純資産	9,993,700千円	10,370,478千円	10,522,465千円	10,504,633千円
1株当たり純資産額	951円31銭	1,008円78銭	1,023円57銭	1,096円50銭

- (注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
サイレントグリス株式会社	70,000千円	90.00%	スイス・サイレントグリス社製品の輸入およびカーテンレール製品・ブラインド等製品の販売
トーソーサービス株式会社	50,000千円	100.00%	室内外装飾品、収納品の販売・取付施工他
P.T. トーソー・インダストリー・インドネシア	2,800千米ドル	97.14%	カーテンレール製品・付属部品、ブラインド等製品の製造販売
東装窓飾（上海）有限公司	1,960千米ドル	100.00%	カーテンレール製品・ブラインド等製品の製造販売
フジホーム株式会社	35,000千円	100.00%	介護用品の開発・販売
トーソー流通サービス株式会社	50,000千円	100.00%	倉庫業、荷造梱包業、貨物運送取扱事業

（注）当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、室内装飾関連製品の開発・製造・販売およびそれらの設計施工を主な内容とし、事業展開をしております。

なお、当社はカーテンレール類、ブラインド類、間仕切類等を開発・製造・販売するとともに、建設業の許可（内装仕上工事業：国土交通大臣許可（般-28）第16989号）を受けて、取付施工を行っております。

当社グループの事業の種類別セグメントの内容は、以下のとおりであります。

事業の種類	事 業 の 内 容
室内装飾関連事業	カーテンレール、インテリアブラインド、ロールスクリーン、ローマンシェード、アコードオン式間仕切等の室内装飾関連製品の開発製造販売
その他の事業	介護用品の開発・販売、物流業務の受託

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

名 称	所 在 地
本 店	東京都中央区新川一丁目4番9号
支 店	札幌支店（北海道）、仙台支店（宮城県）、さいたま支店（埼玉県）、 東京支店（東京都）、横浜支店（神奈川県）、名古屋支店（愛知県）、 大阪支店（大阪府）、広島支店（広島県）、福岡支店（福岡県）
営 業 所	盛岡営業所（岩手県）、新潟営業所（新潟県）、宇都宮営業所（栃木県）、 長野営業所（長野県）、つくば営業所（茨城県）、千葉営業所（千葉県）、 多摩営業所（東京都）、静岡営業所（静岡県）、金沢営業所（石川県）、 京都営業所（京都府）、神戸営業所（兵庫県）、岡山営業所（岡山県）、 高松営業所（香川県）、鹿児島営業所（鹿児島県）
出 張 所	郡山出張所（福島県）、高崎出張所（群馬県）、浜松出張所（静岡県）、 松山出張所（愛媛県）、沖縄出張所（沖縄県）
工 場	つくば工場（茨城県）、水海道工場（茨城県）、兵庫工場（兵庫県）
流通センター	茨城県（1カ所）、兵庫県（1カ所）
配送センター	札幌配送センター（北海道）、福岡配送センター（福岡県）

② 子会社

名 称	所 在 地	
サイレントグリス株式会社	本 社	東京都
	営業所	大阪府
トーソーサービス株式会社	本 社	東京都
	営業所	東京都、大阪府、福岡県
P.T.トーソー・インダストリー・ イ ン ド ネ シ ア	本 社	インドネシア共和国
東装窓飾（上海）有限公司	本 社	中華人民共和国
フジホーム株式会社	本 社	東京都
	出張所	大阪府
トーソー流通サービス株式会社	本 社	茨城県

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
室内装飾関連事業	901 (252)	16名増 (11名増)
その他の事業	41 (10)	2名増 (増減なし)
合計	942 (262)	18名増 (11名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数ですが、嘱託社員48名は含んでおりません。
 2. 臨時従業員数は()内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前事業年度末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
550 (114)	16名増 (16名増)	41.7	16.1

- (注) 1. 従業員数は就業人員数ですが、嘱託社員45名は含んでおりません。
 2. 臨時従業員数は()内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。

(10) 企業集団の主要な借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	千円 1,365,955
株式会社三菱UFJ銀行	785,955
株式会社きらぼし銀行	292,000
株式会社常陽銀行	276,250
株式会社三井住友銀行	150,003

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,000,000株
(うち自己株式 419,890株)
- (3) 当事業年度末の株主数 11,025名
- (4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
大 樋 保 人	729 千株	7.61 %
トーソー取引先持株会	486	5.07
株式会社みずほ銀行	458	4.78
トーソー社員持株会	456	4.76
十和運送株式会社	414	4.32
株式会社三菱UFJ銀行	338	3.53
第一生命保険株式会社	222	2.31
株式会社きらぼし銀行	216	2.26
株式会社常陽銀行	215	2.24
みずほ信託銀行株式会社	200	2.08

- (注) 1. 当社は、自己株式を419,890株保有しておりますが、上記の記載からは除外しております。
 2. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は、自己株式(419,890株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

① 自己株式の取得

- 2018年8月21日の当社取締役会決議により取得した自己株式
- | | | |
|---------------|------------|----------|
| 取得した株式の種類および数 | 普通株式 | 700,000株 |
| 取得した日 | 2018年8月22日 | |

② 自己株式の消却

- 2018年11月12日の当社取締役会決議により消却した自己株式
- | | | |
|---------------|-------------|------------|
| 消却した株式の種類および数 | 普通株式 | 1,000,000株 |
| 消却した日 | 2018年11月30日 | |

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
大槻保人	代表取締役社長	
前川圭二	取締役（管理本部長兼総務人事部長）	
結束正	取締役（営業本部長）	サイレントグリス株式会社代表取締役会長、トーソーサービス株式会社代表取締役会長
庄中基秋	取締役（経営企画室、品質保証部、ものづくり改革推進担当）	フジホーム株式会社代表取締役会長
渡辺文生	取締役（商品開発本部長兼ものづくり改革室長）	
林淳之	取締役（海外事業部長兼海外部長）	東装窓飾（上海）有限公司董事長
久保田英司	取締役（製造本部長）	
森兼康博	取締役（常勤監査等委員）	サイレントグリス株式会社監査役、トーソーサービス株式会社監査役、東装窓飾（上海）有限公司監査役、フジホーム株式会社監査役、トーソー流通サービス株式会社監査役
久保英幸	社外取締役（監査等委員）	
江角英樹	社外取締役（監査等委員）	

- (注) 1. 社外取締役 久保英幸氏は、弁護士の資格を有しており、法的事項に関する相当程度の知見を有するものであります。
2. 社外取締役 江角英樹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 社外取締役 久保英幸氏および社外取締役 江角英樹氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2にいう独立役員であります。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、常勤の監査等委員を置いております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役（監査等委員）との間で会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額であります。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く）	7人	59,475千円（うち社外一人一千円）
取締役（監査等委員）	3人	24,312千円（うち社外2人8,952千円）
合計	10人	83,787千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 上記支給金額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額13,900千円（取締役（監査等委員を除く）13,900千円）が含まれております。
 3. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第76回定時株主総会により報酬年額250,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人部分は含みません。）となっております。
 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第76回定時株主総会により報酬年額40,000千円以内となっております。

(4) 社外役員等に関する事項

- ① 重要な兼職先である法人等と当社の関係
 該当事項はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	久保 英幸	当事業年度に開催された取締役会13回中13回に出席し、また、監査等委員会17回中17回に出席し、必要に応じて弁護士としての専門的見地から発言を行っています。
取締役 (監査等委員)	江角 英樹	当事業年度に開催された取締役会13回中13回に出席し、また、監査等委員会17回中17回に出席し、必要に応じて公認会計士としての専門的見地から発言を行っています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人との間で会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額であります。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬	32,000千円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査に対する報酬等の額と「金融商品取引法」に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人による当事業年度の監査計画の内容や会計監査の職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて、前年度の報酬実績等との比較検討を行うなど必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の子会社であるP.T.トーソー・インダストリー・インドネシアおよび東装窓飾（上海）有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正および信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を次の通り決議しております。

- ① 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、当社グループからなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a. 当社グループは、法令・定款を遵守し、違反・不正行為を防止するため、「企業倫理綱領」を中心とした関連規程や細則・マニュアルを整備するとともに、これらを取り纏めた「トーソーグループ社員の行動基準とリスク管理関連規程集」を全従業員に配布し、その周知と運用の徹底を図る。
 - b. 当社は、グループ会社を含めたコンプライアンスに関する統括および内部統制システムの構築と維持、改善を行うことを主眼とした内部統制委員会を設置し、定期的な法令等遵守状況のチェックや各部門の法令等遵守体制の徹底を行うことにより、企業集団における業務の適正性の確保に努める。
 - c. 当社グループは、「企業倫理綱領」に反社会的勢力との絶縁に関する行動基準を定めるとともに、「反社会的勢力への対応マニュアル」に基づき、反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、また不当な要求に対しては、断固としてこれを拒否する。
 - d. 当社は、社内および社外に窓口を設けた内部通報制度を整備し、当社グループにおける不正行為等の早期発見と是正を図るとともに、これを理由に通報者が不当に扱われない旨を「内部通報取扱規程」に定める。
 - e. 監査室は、当社グループの法令等遵守体制および内部統制の有効性や効率性について監査を行い、必要に応じてその結果を代表取締役社長や取締役会、監査等委員会、内部統制委員会などへ適宜報告するとともに、被監査部門および統括・管理部門に要改善事項を指摘し、その改善状況を検証する。
- ② 当社グループの取締役および使用人の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制、グループ各社の取締役および使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - a. 当社グループは、職務執行に係る重要文書およびその他の情報について「文書管理規程」ほか関連規程や細則・マニュアルに基づき、保存・管理を行い、必要に応じてこれらの文書や情報を閲覧できる体制を整備する。
 - b. 当社は、「子会社の役割及び管理に関する規程」ほか関連規程や細則・マニュアルに基づき、当社が設定した管理主管者が、グループ各社の非常勤取締役等を務め取締役会に出席するとともに、定期的に開催する子会社連絡協議会をはじめとした会議を通じて、グループ各社の業績内容やその他重要な事項について報告を受ける。

- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社グループは、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険を適切に認識・評価し、事業リスクその他の個別リスクに対する基本的な管理体制を整備する。
 - 当社は、内部統制委員会を中心に当社グループのリスク管理体制の構築と維持、改善に努めるとともに、緊急事態が生じた場合には「危機管理規程」ほか関連規程や細則・マニュアルに基づき損害の拡大防止を図る。
- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 当社グループは、重要な業務執行に関する意思決定機関および取締役の業務執行に関する監督機関としての取締役会を、原則月1回開催するほか、必要に応じて開催することで機動的・効率的な経営判断を行うとともに、施策および効率的な業務執行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。
 - 当社は、経営全般に関する方針等の立案設定、ならびに取締役会決議事項の事前検討等を行うことを目的として、各本部長を含む経営幹部が出席する経営戦略会議を原則月1回開催し、効率的な業務運営を行う。
- ⑤ 監査等委員の職務を補助すべき取締役および使用人を置く体制と当該取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査等委員がその職務を補助すべき使用人をおくことを求めた場合、取締役会は監査等委員と協議の上、監査等委員を補助すべき使用人の指名と補助すべき期間を指定することができる。
 - 当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員会の事前同意を得ることにより、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保する。
- ⑥ 当社グループの取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制、監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社グループの取締役および使用人は、取締役会等の重要な会議において当社グループの業務執行または業績に関わる重要な事項について監査等委員に報告する。
 - 当社グループの取締役および使用人は、業務執行における法令違反や定款違反などの不正行為等の事実、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項、その他コンプライアンスに関する事項を知った場合は、その内容を速やかに監査等委員会に報告する。

- c. 当社グループの取締役および使用人は、監査等委員会または監査等委員に直接報告を行うことができるものとし、当該報告をしたことを理由として、懲戒処分その他いかなる不利益な取扱いも行わない。
- ⑦ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制、監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- a. 監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）および重要な使用人から個別のヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役、監査室および会計監査人との定期的な意見交換を行う。
 - b. 当社は、監査等委員が取締役会および業務執行上重要な会議への出席ならびに議事録等の関連資料を閲覧できる体制を整備する。
 - c. 当社は、監査等委員が職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をした時は、当該監査等委員の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該請求に基づき支払いを行う。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社および当社子会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 内部統制システム全般

代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会を定期的に開催し、取締役会において決議した「内部統制システム構築の基本方針」に基づいて、業務の適正を確保するための体制の整備とその適切な運用に努めました。また、代表取締役社長直轄の監査室が、社長の承認を得た監査計画に基づき、内部統制システムの整備と運用状況につき、当社および子会社を対象とした監査を実施しました。

② コンプライアンスに関する取り組み

内部統制委員会は、当社および子会社のコンプライアンスに関する統括組織として「企業倫理綱領」を基礎としたコンプライアンス体制の確認、改善に取り組みました。また、半期ごとにコンプライアンス状況の点検を実施し、各部署に対してコンプライアンスの認識と徹底を図るとともに、法令違反行為等の早期発見および是正を目的に、当社監査室および顧問弁護士を窓口とした内部通報制度を運用しております。

③ リスク管理に関する取り組み

代表取締役社長により取締役の中から選任されたリスク管理統括責任者を中心として、「危機管理規程」をはじめとしたリスク管理に関する諸規程に基づく運営を行いました。また、当社および子会社の全ての従業員に対して、これらの諸規程を集約した「トーソーグループ社員の行動基準とリスク管理関連規程集」を配布し、リスク管理体制や危機発生時の対応について徹底を図っております。

④ 子会社管理に関する取り組み

当社グループ子会社の管理体制は「子会社の役割及び管理に関する規程」に定め、経営上の重要事項の決定については「子会社の管理・運営に関する職務権限基準表」に基づき、当社取締役会で決議を実施しております。

また、代表取締役社長と担当取締役および関連部門の部門長は、四半期ごとに関係会社取締役等から業績および見通し、課題について報告を受け、必要な対応を行っております。

⑤ 取締役の職務執行

取締役会を13回開催し、法令または定款に定められた事項や当社および子会社に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行に関する報告を受けました。なお、監査等委員はこれらを監査・監督いたしました。また、業務執行に関する重要事項については、取締役会 上程前に部門長も含めた経営戦略会議で十分な議論を尽くすことで、取締役の職務執行の適正性、効率性を図りました。

⑥ 監査等委員の職務執行

監査等委員会を17回開催するとともに、取締役会をはじめとする重要会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の遂行に関する事項の報告を受け意見を表明するなど、取締役会の監督機能強化と実効性向上を図りました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、その職務の執行状況について定期的に報告を受け、意見交換を行い情報の共有化を図り、監査の実効性を確保しております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の方針に関する基本方針については、特に定めはありません。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,042,580	流動負債	6,547,451
現金及び預金	2,934,717	支払手形及び買掛金	947,688
受取手形及び売掛金	6,171,791	電子記録債務	1,926,250
電子記録債権	2,243,896	短期借入金	1,280,910
たな卸資産	3,254,283	一年内返済予定の長期借入金	590,003
その他の	438,861	リース債務	76,495
貸倒引当金	△969	未 払 金	656,935
固定資産	5,392,044	未 払 費 用	499,733
有形固定資産	3,061,043	未 払 法 人 税 等	113,325
建物及び構築物	743,631	未 払 消 費 税 等	115,601
機械装置及び運搬具	639,077	そ の 他	340,507
工具器具及び備品	180,084	固定負債	2,114,873
土 地	1,229,971	長 期 借 入 金	1,099,250
リース資産	198,240	長 期 リ ース 債 務	132,934
建設仮勘定	70,038	繰 延 税 金 負 債	71,228
無形固定資産	572,947	役員退職慰労引当金	162,650
投資その他の資産	1,758,053	退職給付に係る負債	358,617
投資有価証券	582,687	資 産 除 去 債 務	127,001
長期貸付金	2,868	そ の 他	163,191
退職給付に係る資産	703,488	負 債 合 計	8,662,325
繰延税金資産	103,247	(純資産の部)	
その他の	366,981	株 主 資 本	11,287,134
貸倒引当金	△1,219	資 本 金	1,170,000
資 産 合 計	20,434,625	資 本 剰 余 金	1,344,858
		利 益 剰 余 金	8,947,928
		自 己 株 式	△175,652
		その他の包括利益累計額	433,062
		その他有価証券評価差額金	160,923
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	99,829
		為替換算調整勘定	△9,774
		退職給付に係る調整累計額	182,084
		非支配株主持分	52,102
		純 資 産 合 計	11,772,299
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	20,434,625

連結損益計算書

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	22,651,537
売 上 原 価	13,488,824
売 上 総 利 益	9,162,713
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	8,474,696
営 業 利 益	688,016
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	14,273
受 取 配 当 金	18,099
為 替 差 益	1,617
ス ク ラ ッ プ 売 却 益	10,199
そ の 他	27,715
	71,906
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	32,509
売 上 割 引	10,805
そ の 他	15,476
	58,791
經 常 利 益	701,130
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	4,802
ゴ ル フ 会 員 権 売 却 益	200
	5,002
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	2,419
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	703,714
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	196,530
法 人 税 等 調 整 額	58,128
当 期 純 利 益	449,055
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	3,967
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	445,088

連結株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年4月1日残高	1,170,000	1,344,858	9,020,458	△229,252	11,306,064
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△99,301		△99,301
親会社株主に帰属する当期純利益			445,088		445,088
自己株式の取得				△364,717	△364,717
自己株式の消却		△418,317		418,317	—
利益剰余金から資本剰余金への振替		418,317	△418,317		—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△72,530	53,600	△18,929
2019年3月31日残高	1,170,000	1,344,858	8,947,928	△175,652	11,287,134

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2018年4月1日残高	248,237	△113,839	12,763	196,856	344,018	47,927	11,698,009
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△99,301
親会社株主に帰属する当期純利益							445,088
自己株式の取得							△364,717
自己株式の消却							—
利益剰余金から資本剰余金への振替							—
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△87,314	213,668	△22,538	△14,771	89,044	4,175	93,220
連結会計年度中の変動額合計	△87,314	213,668	△22,538	△14,771	89,044	4,175	74,290
2019年3月31日残高	160,923	99,829	△9,774	182,084	433,062	52,102	11,772,299

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

トーソー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽鳥良彰 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小出啓二 (印)

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トーソー株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明のためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トーソー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	13,733,512	流 動 負 債	7,117,961
現 金 及 び 預 金	2,275,948	電 子 記 録 債 務	1,958,642
受 取 手 形	1,232,675	買 掛 金	981,403
電 子 記 録 債 権	2,113,144	短 期 借 入 金	1,170,000
売 掛 金	4,841,603	一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	590,003
製 品	1,108,662	リ 一 ス 債 務	75,239
仕 掛 品	146,959	未 払 金	625,251
原 材 料 及 び 貯 藏 品	1,608,754	未 払 費 用	435,686
前 払 費 用	138,922	未 払 法 人 税 等	84,523
デ リ バ テ ィ ブ 債 権	143,846	未 払 消 費 税 等	101,817
そ の 他	123,740	関 係 会 社 預 り 金	762,447
貸 倒 引 当 金	△746	そ の 他	332,946
固 定 資 産	5,566,066	固 定 負 債	1,676,983
有 形 固 定 資 産	2,811,808	長 期 借 入 金	1,099,250
建 物	621,521	長 期 リ 一 ス 債 務	128,862
構 築 物	54,899	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	158,817
機 械 及 び 装 置	484,531	資 産 除 去 債 務	127,001
車 両 及 び 運 搬 具	16,558	そ の 他	163,051
工 具 器 具 及 び 備 品	149,196	負 債 合 計	8,794,945
土 地	1,229,806	(純 資 産 の 部)	
リ 一 ス 資 産	192,970	株 主 資 本	10,243,880
建 設 仮 勘 定	62,325	資 本 金	1,170,000
無 形 固 定 資 産	571,650	資 本 剰 余 金	1,344,858
ソ フ ト ウ ェ ア	430,666	資 本 準 備 金	1,344,858
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	103,500	利 益 剰 余 金	7,904,674
リ 一 ス 資 産	9,460	利 益 準 備 金	292,500
そ の 他	28,022	そ の 他 利 益 剰 余 金	7,612,174
投 資 そ の 他 の 資 産	2,182,607	買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	44,109
投 資 有 債 証 券	582,687	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	71,989
関 係 会 社 株 式	743,499	別 途 積 立 金	4,500,000
関 係 会 社 出 資 金	112,327	繰 越 利 益 剰 余 金	2,996,074
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	40,000	自 己 株 式	△175,652
前 払 年 金 費 用	425,311	評 価 ・ 換 算 差 額 等	260,752
差 入 保 証 金	218,073	そ の 他 有 債 証 券 評 価 差 額 金	160,923
繰 延 税 金 資 産	12,774	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	99,829
そ の 他	49,154	純 資 産 合 計	10,504,633
貸 倒 引 当 金	△1,219	負 債 及 び 純 資 産 合 計	19,299,578
資 産 合 計	19,299,578		

損 益 計 算 書

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	21,365,835
売 上 原 価	13,240,332
売 上 総 利 益	8,125,503
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	7,644,042
営 業 利 益	481,460
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	43,808
為 替 差 益	9,849
そ の 他	35,482
	89,139
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	31,406
売 上 割 引	10,627
有 働 証 券 評 価 損	6,407
そ の 他	2,959
	51,400
経 常 利 益	519,199
特 別 利 益	
ゴ ル フ 会 員 権 売 却 益	200
	200
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	2,419
	2,419
税 引 前 当 期 純 利 益	516,979
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	132,600
法 人 税 等 調 整 額	64,547
	197,147
当 期 純 利 益	319,832

株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本						自己株式	株主資本合計
	資本金	資本	剰余金	利益	剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金(注)			
2018年4月1日残高	1,170,000	1,344,858	—	292,500	7,809,961	△229,252	10,388,066	
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△99,301			△99,301
当期純利益					319,832			319,832
自己株式の取得						△364,717		△364,717
自己株式の消却		△418,317				418,317		—
利益剰余金から資本剰余金への振替			418,317		△418,317			—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△197,786	53,600		△144,186
2019年3月31日残高	1,170,000	1,344,858	—	292,500	7,612,174	△175,652	10,243,880	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2018年4月1日残高	248,237	△113,839	134,398	10,522,465
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△99,301
当期純利益				319,832
自己株式の取得				△364,717
自己株式の消却				—
利益剰余金から資本剰余金への振替				—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△87,314	213,668	126,354	126,354
事業年度中の変動額合計	△87,314	213,668	126,354	△17,831
2019年3月31日残高	160,923	99,829	260,752	10,504,633

(注) その他利益剰余金の内訳

	買換資産圧縮積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
2018年4月1日残高	47,722	72,785	4,500,000	3,189,453	7,809,961
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△99,301	△99,301
当期純利益				319,832	319,832
買換資産圧縮積立金の取崩	△3,612			3,612	—
固定資産圧縮積立金の取崩		△795		795	—
利益剰余金から資本剰余金への振替				△418,317	△418,317
事業年度中の変動額合計	△3,612	△795	—	△193,378	△197,786
2019年3月31日残高	44,109	71,989	4,500,000	2,996,074	7,612,174

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2019年5月10日

トーソー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽鳥良彰 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小出啓二 (印)

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トーソー株式会社の2018年4月1日から2019年3月31までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第79期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、監査等委員会で確認の上、審議、検討しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるこことを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月13日

トーソー株式会社 監査等委員会

監査等委員	森 兼 康 博	印
監査等委員	久 保 英 幸	印
監査等委員	江 角 英 樹	印

（注）監査等委員久保英幸及び江角英樹は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の最重要課題のひとつとして位置づけており、効率的な業務運営による収益力の向上、財務体質の強化を図りながら、安定的な配当の継続を重視しつつ、業績および今後の設備投資等を勘案した利益配分を行いたいと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、下記のとおりといたしたいと存じます。

なお、中間配当金として1株につき5円をお支払いしておりますので、年間の配当金は1株につき10円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金5円	総額47,900,550円
----------------	---------------

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月27日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。当社は、2018年11月より独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会を設置しており、本議案につき答申を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	まえ かわ けい じ 前 川 圭 二 (1958年7月2日生)	1983年4月 当社入社 2004年4月 当社製造副本部長 2009年4月 当社経営企画室長 2011年4月 当社経理部長 2013年6月 当社執行役員経理部長 2014年6月 当社取締役経理部長 2015年4月 当社取締役管理本部長 2019年4月 当社代表取締役社長(現任)	27,250株
2	けつ そく ただし 結 束 正 (1960年6月14日生)	1983年4月 当社入社 2007年4月 当社九州ブロック長 2011年4月 当社大販営業部長 2012年4月 当社営業副本部長 2013年4月 当社営業本部長 2013年6月 当社執行役員営業本部長 2014年6月 当社取締役営業本部長(現任) (重要な兼職の状況) サイレントグ里斯(株) 代表取締役会長 トーソーサービス(株) 代表取締役会長	16,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
3	※ やえしま まこと 八重島 真人 (1967年3月8日生)	1989年4月 当社入社 2012年4月 当社特販営業部長 2015年4月 当社営業副本部長 2015年6月 当社執行役員営業副本部長 2019年4月 当社執行役員管理本部長 (現任)	4,516株

- (注) 1.※は、新任の候補者です。
 2.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3.各候補者の所有する当社の株式の数は、2019年3月31日現在の状況を記載しております。なお、候補者の八重島真人氏の所有する当社の株式の数は、トーソー社員持株会を通じての保有分が含まれております。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2016年6月28日開催の当社第76回定時株主総会において、年額250,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）として、ご承認いただき今日に至っておりますが、取締役員数の減少に伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額150,000千円以内と改定させていただきたいと存じます。

本議案につきましては報酬委員会より答申を受けております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名ありますが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されると取締役（監査等委員である取締役を除く。）員数は3名となります。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって退任されます取締役大槻保人氏、庄中基秋氏、渡辺文生氏、林淳之氏、久保田英司氏の各氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、取締役大槻保人氏に対しては、長きにわたり代表取締役社長として当社の発展に貢献された労に報いるため特別功労金を加算し、退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

また、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等につきましては取締役会にご一任いただきたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
おお つき やす と 大 槻 保 人	1960年5月 当社取締役 1965年5月 当社常務取締役 1972年5月 当社代表取締役専務取締役 1981年6月 当社代表取締役副社長 1987年6月 当社代表取締役社長 2019年4月 当社取締役（現任）
しょう なか もと あき 庄 中 基 秋	2015年6月 当社取締役（現任）
わた なべ ふみ お 渡 辺 文 生	2015年6月 当社取締役（現任）
はやし あつ ゆき 林 淳 之	2004年6月 当社取締役（現任）
く ぼ た えい じ 久 保 田 英 司	2008年6月 当社取締役（現任）

第5号議案 取締役退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

当社は役員報酬体系の見直しの一環として2019年5月16日開催の取締役会において、取締役退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。これに伴い、第2号議案を原案どおりご承認いただいた場合に再選される2名に対し、本総会終結の時までの在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で取締役退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給することといたしたいと存じます。

なお、その支給の時期は各氏の退任する時とし、具体的な金額、方法等につきましては取締役会にご一任いただきたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名				略歴
まえ 前	かわ 川	けい 圭	じ 二	2014年6月 当社取締役 2019年4月 当社代表取締役社長(現任)
けつ 結	そく 東	ただし 正		2014年6月 当社取締役(現任)

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2016年6月28日開催の当社第76回定時株主総会において、年額250,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）として、ご承認をいただいておりますが、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬額改定の件」が原案どおり承認可決されると、年額150,000千円以内となります。

今般、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の範囲内にて、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名であり、

第2号議案のご承認が得られた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容および数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行または処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数5万株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

（1）譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、30年以上で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の处分行為をすることができない。（以下、「譲渡制限」という。）

（2）譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（4）組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の

本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

【ご参考】

- ・執行役員に対する譲渡制限付株式の割当

当社は、本総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割当てる予定です。

以 上

〈メモ欄〉

第79回定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号
ホテルオークラ東京 別館2階 「オーチャードルーム」
電話 03-3582-0111 (代表)



※ホテルオークラ東京本館は建替え工事中のため、会場のある別館への通り抜けはできませんのでご注意ください。
※ご来場に際しましては、当社として専用の駐車場はご用意しておりません。公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。

●地下鉄の最寄り駅

交通 日比谷線 神谷町駅
南北線 六本木一丁目駅

直結「神谷町M Tビル」前
エスカレーター出口より徒歩5分
泉ガーデンテラス
エスカレーター乗り口より徒歩8分

別館宴会場入口（地下2階）をご利用ください

別館玄関（1階）をご利用ください。